

みんなの役割

こども未来条例では、お互いに協力して子どもの権利を守り、こどもまんなかのまちづくりに努めることを定めています。

保護者

安心して過ごし、育つ環境をつくります
子どもの人格を認め、意見や気持ちに耳を傾けます
基本的な生活習慣等を身に付けるよう、養育に努めます

共通の役割

お互いに連携・協働し、子どもの権利を保障します

園・学校等関係者

子どもの意見を尊重します
子どもが主体的に考え、行動する力を身に付けるよう支えます

子ども



いじめや差別に早期に対応し、支援します

地域住民等

子どもの健やかな育ちを支えます
多様な世代交流の機会をつくります
子どもを見守り、安心できる地域をつくります

大垣市

子どもの意向を把握し、子ども関連の施策を計画的に進めます
おとながそれぞれの役割を果たすための支援・調整をします

事業者

子育てしやすい職場環境づくりに努めます

子どもや子育て世帯からの相談に応じます



困ったな...と思ったら

相談窓口 ~相談できる場所があります~

こども家庭センター
(大垣市)

・月曜日～金曜日(祝日、年末年始は休み)
・午前8時30分～午後5時15分
・子どもや子育て世帯、妊産婦の相談窓口

TEL 0584-47-7197

親子のための相談LINE
(こども家庭庁・岐阜県)

・月曜日～金曜日(祝日、年末年始は休み)
・午前10時から午後8時まで
・子ども(18歳未満)とその保護者の方などのLINE相談



こどもの人権110番
(法務省)

・月曜日～金曜日(祝日、年末年始は休み)
・午前8時30分～午後5時15分
・いじめなどの電話、メール、LINEでの相談

フリーダイヤル
TEL 0120-007-110



24時間子どもSOSダイヤル
(文部科学省)

・毎日24時間対応
・いじめや子どものSOS全般

フリーダイヤル
TEL 0120-0-78310

チャイルドライン
(NPO法人チャイルドライン支援センター)

・毎日午後4時～午後9時(年末年始は休み)
・18歳までの子どもの相談窓口

フリーダイヤル
TEL 0120-99-7777



大垣市

こども未来条例

大垣市では、お父さんお母さんが、安心して子育てができ、みなさんが、夢や希望を持ち、健やかに成長できるよう、こども未来条例を作りました。条例とは、わたしたちの「まち」をよりよくするための大切なルールです。学校のきまりが学校をよくするように、条例は市をよりよくするためのきまりです。



目指すまちの姿

- ・安心して子育てができ、共に育つ共育でのまち
- ・全ての子どもが権利の主体として、夢や希望を持ち成長するまち

基本理念

- ・子どもの意見を聴き、子どもの最善の利益を第一に考慮します
- ・子育てが楽しく感じられるようみんなで支えます
- ・子どもが地域の一員として地域の活動に参加できる環境をつくります

子どもの権利

子どもは、権利の主体として、次のような権利のほか、健全な成長のための全ての権利が保障されます。

あらゆる差別を受けない権利

男の子でも女の子でも、からだが不自由な人も、そうでない人も、みんな楽しく勉強したり遊んだりすることができます

子どもにとって最も良いことが優先される権利

あなたの成長に必要なことを、一番大切に考えてもらえます

健やかで幸せに育ち、生きる権利

みんなが健康で元気に過ごせるように、栄養のある食事をとり、安全な場所で暮らしたりする権利があります

自分の意見を表明する権利

自分の希望や、やりたいことができるように、先生や家族と話しましょう

愛情をもって育てられる権利

温かい言葉をかけてもらい、大切にされながら成長できることが保障されます

適切な情報を得る権利

年齢に応じて、知りたいと思ったことや、社会の出来事について知ることができます

あらゆる暴力及び虐待から守られる権利

いじめや暴力から守られ、つらい時は、先生や市、児童相談所の人に相談できます

教育を受ける権利

誰もが差別なく、自分の好きなことを学んだり得意なことを伸ばせます

休息し、遊び、及び興味のある活動に参加する権利

心や体を休めたり、運動や遊びなど好きなことをして、楽しむことができます

虐待などの被害に遭った場合又は罪を犯した場合に社会に戻るための支援を受ける権利

心の悩みを聞いてもらいながら、再び普通の生活に戻る機会が与えられます

主な取組



- 子どもの意見を聴いたまちづくり
- 子どもの成長のために必要な経験や体験の機会づくり
- 子どもが主体的に過ごせる、多様な居場所づくり
- 子どもが子どもらしく成長し、暮らすことができる環境づくり
- 保護者が安心して子育てができる共育の環境づくり

ワーク

子どもの権利って、なんだろう？



子どもの権利は、健康で元気に育つために、みんなが生まれたときから持っているもので、誰にも奪われることはありません。自分の権利を知るとは、自分自身を大切にすることにつながります。同時に、友だちの権利も同じように大切にしましょう。

かんがえてみよう！

あなたの権利が守られていると感じるのは、どんなとき？

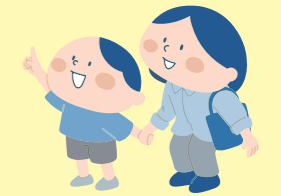
人として大切な「子どもの権利」

大垣市子ども未来条例では、子どもたちの権利を大切にすることを定めています。子どもの権利は、この条例にある10の権利のほかに、世界の約束事である「子どもの権利条約」からも知ることができます。

〈子どもの権利条約〉

世界の子どもたちを守るために活動しているユニセフ（国際連合児童基金）や世界の国々が協力して、1989年に「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を作りました。日本は1994年にこの条約に協力することを約束しました。

子どもの権利条約には、次の4つの原則があります。この原則は、子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。



差別のないこと

この権利を守るために

- 友だちとの違いを認めて、尊重しよう
- 自分と違う人の話をよく聞いてみよう

子どもにとって最も良いこと

この権利を守るために

- 「これって本当に私/僕にとって良いのかな？」と思ったら、信頼できるおとなと一緒に考えよう

命を守られ成長できること

この権利を守るために

- 誰かにいじめられたり、怖い思いをしたときや安心して休めるところがないとき、信頼できるおとな（先生、家族、相談窓口など）に伝えよう

意見を表明し参加できること

この権利を守るために

- 自分のやりたい事をおとなに伝えてみよう
- あなたの意見は大切です。他の人の意見も同じように大切にしましょう

かんがえてみよう！

子どもの権利が大切にされる社会って、どんな社会？



ユニセフHP
子どもの権利条約